

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 財産関係（講和条約発効前の米軍による財産損害補償問題）（第二巻）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43855

(4) 圖書資料



Public Law 89-296
89th Congress, S. J. Res. 32
October 27, 1965

Joint Resolution

79 STAT. 1071

To authorize a contribution to certain inhabitants of the Ryukyu Islands for death and injury to persons, and for use of and damage to private property, arising from acts and omissions of the United States Armed Forces, or members thereof, after August 15, 1945, and before April 28, 1952.

Whereas certain persons of the Ryukyu Islands suffered damages incident to the activities of the Armed Forces of the United States, or members thereof, after the surrender of Japanese forces in the Ryukyus on August 15, 1945, and before the effective date of the Treaty of Peace with Japan on April 28, 1952;

3 UST 3169.

Whereas article 19 of the Treaty of Peace with Japan extinguished the legal liability of the United States for any claims of Japanese nationals, including Ryukyans, with the result that the United States has made no compensation for the above-mentioned damages (except for use of and damage to land during the period from July 1, 1950, to April 28, 1952);

Whereas it is particularly consonant with the concern of the United States, as the sole administering authority in the Ryukyu Islands, for the welfare of the Ryukyuan people, that those Ryukyans who suffered damages incident to the activities of the United States Armed Forces, or members thereof, should be compensated therefor; Whereas payment of ex gratia compensation, by advancing the welfare of the Ryukyuan people, will promote the security interest, foreign policy, and foreign relations of the United States; and

Whereas the High Commissioner of the Ryukyu Islands has considered the evidence regarding these claims, and has determined, in an equitable manner, those claims which are meritorious, and the amounts thereof: Therefore be it

Resolved by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled, That the United States should make an ex gratia contribution to the persons (excluding municipalities) determined by the High Commissioner of the Ryukyu Islands to be meritorious claimants, in the amounts determined by him, and that the Secretary of the Army or his designee should, under regulations prescribed by the Secretary of Defense, pay such amounts to the claimants or their legal heirs, as a civil function of the Department of the Army; and be it further

Ryukyu Islands.
U.S. payment
for damage
claims.

Resolved, That no funds appropriated under this joint resolution shall be disbursed to satisfy claims, or portions thereof, which have been satisfied by contributions made by the Government of Japan.

Restriction.

Sec. 2. There is authorized to be appropriated not to exceed \$22,000,000 to carry out the provisions of this joint resolution, which funds are authorized to remain available for two years from the effective date of their appropriation. Any funds unobligated by the end of that period shall be covered into the Treasury of the United States.

Appropriation.

Sec. 3. No remuneration on account of services rendered on behalf of any claimant in connection with any claim shall exceed 5 per centum of the total amount paid, pursuant to the provisions of this joint resolution, on such claim; except that no remuneration on account of such services rendered on behalf of any association of claimants by any agent or attorney (including organizations thereof) shall exceed 1 per centum of the aggregate amount so paid on the claims involved. Fees already paid for such services shall be deducted from the amounts authorized under this joint resolution. Any agreement to the contrary shall be unlawful and void. Whoever, in the United States or elsewhere, demands or receives, on account of services so rendered, any

Fees for legal services.

Penalty.

Pub. Law 89-296 - 2 - October 27, 1965

79 STAT. 1072

remuneration in excess of the maximum permitted by this section, shall be guilty of a misdemeanor, and, upon conviction thereof, shall be fined not more than \$5,000 or imprisoned not more than twelve months, or both.

Approved October 27, 1965.

LEGISLATIVE HISTORY:

HOUSE REPORT No. 972 (Comm. on Foreign Affairs).
SENATE REPORT No. 564 (Comm. on Foreign Relations).
CONGRESSIONAL RECORD, Vol. 111 (1965):

Aug. 11: Considered and passed Senate.
Oct. 6: Considered in House.
Oct. 7: Considered and passed House, amended.
Oct. 13: Senate concurred in House amendments.

部内参考用

国会における沖繩問題關係政府答弁要旨一覽表
(第十二回―第四十七回国会)

昭和四十年十二月
外務省条約局

目次	
一、	潜在主権
1	潜在主権の根拠
2	潜在主権の内容、実態
3	潜在主権の先例
二、	米側施政権の保持と返還
三、	信託統治と国連憲章
1	目的(憲章七六条)
2	これに付する場合の憲章上の根拠(同七七条)
3	主権平等の原則との關係(同七八条)
四、	植民地解放宣言
五、	沖繩内における施政権と潜在主権との競合
1	日本側権限行使の制限
2	住民の保護権

32 28 28 25 21 16 12 12 7 6 3 1 1 頁

3	土地所有権問題	35
4	国有財産の管理	39
5	日本国会への議員選出	40
六	わが国が締結する条約の適用	41
七	沖繩に対する自衛権行使	42
八	在外沖繩住民及び船舶の地位	44
1	在外沖繩住民の保護	44
2	沖繩船舶の国旗	45
九	講和以前の請求権補償問題（桑港条約一九条）	45
一〇	その他	48

一 潜在主権

1 潜在主権の根拠

○（桑港条約）三条は、二条と異なり、権利、権限、請求権を放棄するということは謳っていない、従つてその立場において主権は残ることは当然であるという解釈をとつている。そういう意味から別に「主権が残存する趣旨の」公文を交換する必要はない。

○平和条約発効前に、ダレス氏は沖繩に対する日本の潜在主権を認める……演説をしたが、これは日本政府の努力の結果であつた。さきに日米航空協定でも「この沖繩における潜在主権を認める趣旨のことを」書いたが、今回の日英航空協定でも、交換公文で書いたわけである。

二八	二二一	一五	桑外	石川
			並木	草葉
			下田	

○・・・沖縄の潜在主権を日本が持つていることについては、吉田氏及びダレス氏のそれぞれの演説のほか日米間の首脳部において論議され、その点について何らの異論を生じておらず、また沖縄と同じ「地位」にあつたところの奄美大島を米国が返還している事態から見ても疑いが無い。・・・一つ明確なものとしては、私とア大統領の共同声明の中でも明らかにしているから疑いが無い。

○沖縄は潜在主権が、講和条約のダレス、ヤンガー米英両代表の演説によつて認められ、その後日米両政府間の共同宣言においてしばしばこれに言及しているのである。

三四	二二八	三一	穂積
三六	一〇	六	衆外
三九	衆外	床次	小坂

2 潜在主権の内容、実態

○租借地の場合、租借の目的についての規定もなく、行政を行うについての細目的取極も規定していない。〔これに反し、〕今度の南西諸島の地位については、第三条で相当はつきりと枠がはまつている。ただ、残存主権という観念が、租借地における租貸国の主権乃至は専管居留地に対する領有国の主権の観念に極めて似ている、、、、。

○私は、主権は不可分であると考える。主権の一部分を他国に譲渡するようなことはない。一国は主権をもつてゐるから、その領域においてその住民に対して立法、司法、行政の三種を行使する権能を持つこととなる。三種の根源となる主権は、日本に残る。ただし、主権から派生する実際に施政する権能は、

二六	一一	二	曾称
二六	一	二	西村
六	参特	岡田	西村

条約の規定によつて合衆国が全部行使しようとする
はできるといふ關係になると考ふる。

○潜在主権は、法律的意思といふよりは、政治的に
包含される意義があるように思ふる。実益がない、
ただ觀念としてのみ考えられる非常に弱い主権であ
る。

○残存主権は眠つてゐる主権で、主権として作用して
いない訳である、

○、、、そこにおける住民はやはり日本国籍を有す
る。それから主権を放棄してゐるのではないから、
アメリカが沖繩の主権的なものを他に譲渡すること
はできない。また、立法、司法、行政上の権力を行
使する事態がなくなつた場合は、当然日本の領土と
して日本の権力が全面的にそれに及ぶという形にな
る。

二九 三一〇

衆外 一九、戸叶 下田

三〇 三二六

衆外 二二 岡田 下田

三〇 三二六

衆外 二二 岡田 高辻

○結局潜在主権といふのは、向うが統治権の行使を廢止
し、または、信託統治がなくなつた場合に、当然にな
んらの措置を要せず日本が完全な統治権を行使すると
いうことである。

○潜在主権といふのは、、、、最終的な処分権とい
うか、アメリカの勝手に左右してはいけないといふのが
具体的内容になると思ふ。

○、、、領土権の現実の現れとして、米國が三権を放
棄する場合に、それが全部日本に帰つてくるといふ意
味で期待権といつたので、同じことを違う角度から言
つたものである。

○潜在主権の具体的内容につき、日米間でその内容を特
に打ち合わせたことはない。

二八 衆外 今澄 林

三一 参予 中村 高橋

四〇 予算 滝井 中川

四一 衆外 帆足 中川

3 潜在主権の先例

○沖繩の事例は先例がない。一番近い例は、関東州の租
借地である。

三二、三二
（開会
中）
池田
下田

連内衆中
法外

三 米側の施政権の保持と返還

○法律的にいって、平和条約三条により、米国は、行政・立法・司法三権の全部を必らず行使しなければいけないといふことはなく、その一部を返すことは平和条約がこゝままでも可能である。

三一、五一八

二四
衆外
伊東
下田

○平和条約三条は経過規定であるから、信託統治にするかしないかきめるのを、無期限に百年も千年もきめないといいことはなく、何かリースナブルな期限がありはしないが、、、、いすれにしても沖繩の地位を長くあのまま続けるのは、条約の解釈いかんにかかわらず政治的に見て合理的でない。

三二、四一九

二六
衆外
岡田
岸

○平和条約三条に「全部及び一部」といふのは、全部でも一部でも、という意味である。現実には今全部向うが施政権を行使している。しかしこれを日米間

三三、二一一

二八
衆予
今澄
林

の協定により一部分を日本側に移すという事は可能だと考える訳である。

○「三条の」の規定の文言からいえば、いつまでアメリカが信託統治に付するかという期限はない。

○事情変更の原則は国際法上あるけれども、条約の文言として期限をつけないのは国際法上許されないことではない。而して事情変更の原則は適用がむずかしい問題であり、条約は関係国の一致した意思に基づくものであるから、関係国の意思が変らない限り勝手に本原則を援用することはできないと考える。

○平和条約は連合国の全部が署名しているから、この第三条の改定のためには、形式的にいえば連合国全体の合意が必要である。ただ実際問題として奄美群島返還の先例に鑑み、他の連合国に異議のない限り、

三五二二一六

衆予 三七

受田

林

三五二二一六

衆予 三七

受田

林

三五二二一六

衆予 三七

受田

林

日米間だけの条約で行なり可能性はあると考える。反対の意思がある場合に、米国が単独でできるかどうか問題がある。

○日本は「米國がこれまで信託統治に付さないでい	三六	二二四	衆予	三八	岡田	小坂
ることによつて」平和条約三条による義務に違反						
しているとは考えない。						
○第三条の規定にかかわらず、沖縄を日本の信託統	三六	二〇	衆外	三九	岡田	中川
治にすることはできない。						
○仮に前段の、信託統治制度自身が国連憲章からな	三七	八二〇	衆予	四一	受田	林
くなつた場合、当然にあとの施政権がなくなると						
いうことには結びつかないと思ふ。						
○深く検討した訳ではないが、一応の感じとしては	三七	九二	衆外	四一	受田	中川
「信託統治が」いかなる理由にせよ実現しない間						
は、要するにアメリカは施政権を持つてゐると解						
釈する方が妥当ではなからうかと考える。						
○、、、極端に仮定的な議論として言えば、ハ平	三七	九二	衆外	四一	受田	林
和条約三条の規定の「前段と後段はあの条文の体						

【参考】

裁から言へば、それ程純粹に結びついてゐな

、、、田畑茂二郎教授のごときは、やはり前段と

後段とそれ程結びついた条文じゃない、これは非常

にうまくできた条文である、と言つてゐる。

○沖縄を信託統治に付する絶対的な義務を米國に課し

たものではない。従つて施政権の部分的又は全面的

な解消は条約の規定の違反ではない、必ずしも条

約を改正しなくとも、アメリカは権利を放棄するこ

とができる。しかし、暫定的なものを永久化するこ

とはできないから、信託統治に付さない以上は、暫

定施政権も終了しなければならぬ。

(公聴会において、参考人が述べたもの)

三三	三一八	二八	衆外	入江	啓四郎
----	-----	----	----	----	-----

三 信託統治と国連憲章

1 目的（憲章七六条）

○信託統治制度の第一の目的は、国際の平和と安全に寄与することが掲げられている。ある地域を国際の平和と安全の維持の見地から特殊の管理に置く必要がある場合に信託統治制度を用いるという趣旨である。従来委任統治は、これと異なり、国際の安全の問題とは分離し、独立または自治に持つて行くという面だけが強調されたわけである。合衆国としては、南西諸島を信託統治制度に置く理由として、平和と安全の維持のために管理する必要があるというのである。

○同趣旨

二六、一、五	参特	永井
二七、五、七	衆外	黒田
		西村

○国連憲章七六条は、ある地域を新たに信託統治に付する場合は、信託統治になつた場合の統治の大原則をうたつたものである。

○同趣旨

○将来かりに沖繩が信託統治に付される場合は、信託統治のあるべき姿は、この原則「七六条」によつて行なわれることである。、、、条約をつくる際、連合国としては、将来もし信託統治にするとすれば、七六条以下の規定に従い運用する、と考えたに違ひなし。

○七六条の原則は、信託統治に付する場合に、信託統治の責任を負う国が負うべき義務である。、、、沖

三六、二、四	衆予	受田	林
三六、二、六	参予	田畑	林
三九、一、三	衆予	川崎	高計
三七、三	衆外	戸叶	下田

2 信託統治に付する場合の憲章上の根拠(同七七条)

○私は、七七条bに該当するものと解釈している。国際法上分離するにつき、いろいろな方式があつて、領土主権の完全なる放棄を含むイタリア平和条約の方式もあり、また、対日平和条約のように領土主権の放棄を含まないで、ただ信託統治制度を布くために必要な限度において施政権者が権限を行使する分離の方式もある。

○七七条1のb項による。

○(七六条の信託統治の目的に言及し)、……信託統治にするかどうかを決定するのはむしろ七七条である。……すなわち、「第二次世界大戦の

二六	四一	一三	一二
衆外	衆外	衆外	衆外
戸叶	林	永井	西村
下田	西村		

結果として敵国から分離される地域」というのである。

○七七条1のbまたはcのいずれかによつて信託されるのではないか。bの「敵国から分離される」という「分離」を、主権の問題を別として物理的に切り離すと考へると、bの条項も適用になるのではないか。

○同趣旨

○……分離というのはデタッチという言葉を使つてゐる。そこで、分離というのが、主権とかそういう問題を含め、全然日本と関連を切つてしまふと解すべきではなく、ただ、物理的に引き離すという事で主権の問題は全然度外視して考えていいのではないか。

○桑港条約の主たる起草者であるアメリカ代表から、b項により信託統治に付されることにならう、と説明し

三三	三二	三二	二六
衆外	衆外	衆外	衆外
岡田	岡田	岡田	岡田
中川	高橋	高橋	高橋

ている。分離の様式はいろいろあり得るが、潜在主権を伴なり引き離し方を必ずしも排除する趣旨でもないのではないか、。分離の意味は、主権の完全なる移動を伴う分離と解さねばならない根拠もない。

○同趣旨

○同趣旨

○同趣旨

○七七条のb号に該当する。

○第七七条のbかcかという点であるが、信託統治に付するのは米國であるから、桑港条約当時の米國代

三六	二一六	三八	二一三	三六	二〇一〇	三六	二一六
参予	三八	参予	四三	衆外	三九	参予	三八
田畑	中川	滝井	中川	岡田	中川	田畑	中川
中川	小坂	中川	中川	中川	中川	中川	中川

表の発言からみてもbによつて提案されることが想像される。b項の分離の意味としては、主権を完全に奪う分離もあろうし、主権を潜在的に残しながら實際行政をこれから切り離すという意味もあろう。b項を適用するとすれば、後者にならう。(憲章制定当時、信託統治小委員会のスマッツ氏が、この分離は主権の分離を意味すると正式に報告し承認されたではないか、という岡田(春)氏の指摘に答え)われわれが持つている資料ではそのような分科委員会の議事録は見当たらない。

○七七条の三つの場合のうちのbによるのではないかと考えている。「分離」の解釈についてはいろいろ議論があるが、米國が三権につき施政の衝に当つている事実は否定できないので、bとして解すべきである。

三九	二二八	四七	勝間田	高辻
衆予	四七	衆予	勝間田	高辻
衆予	四七	衆予	勝間田	高辻
衆予	四七	衆予	勝間田	高辻

〔参考〕

○国連憲章七七条と感している。旧国連盟規約の場合、二二条で「主権下にあることがなくなつた」といふ表現を使つてゐるが、憲章では「デ、イ、タ、ツ、チ」といふ言葉になつてゐる。これは物理的に着物を引きはがすようなことで、「沖繩の場合もこれに該当するのではないか。」

(公聴会において、参考人が述べたもの)

三三 三一八

二八 松本 田村 幸策
衆外 大西

3 主権平等の原則との関係(同七八条)

○七八条は、ある特定の地域が独立して、国連加盟国となる場合には、信託統治制度を行なつていけないという趣旨である。、、、領域の一部を信託統治制度に置くことはなんら差支えない。七七条の〇においても、その場合を予見している。

○同趣旨

二七 四一

一三 衆外 林 西村

○同趣旨

二七 五七

一三 衆外 黒田 西村

○七八条の趣旨は、例えばスーダンという信託統治地域が国連加盟国になつてしまふ場合、信託統治は後進国に対する制度であるから、加盟国の資格とは両立し得ない。このことを規定したものであつて、旧日本の南洋委任統治のようなところを部分的に信託

三〇 一三〇

二三 衆外 松本 下田

統治にする場合は、七八条とは別の問題である。

○同趣旨

○七八条の規定の解釈については、、、、テリトリ
ーそのものがまず国家になり、それから国連加盟国
になるという前提が必要な訳である。国連憲章によ
ると、国連のメンバーは国でなければならぬ。
、、、そこで七八条は、どうしても沖繩という日本
の一部に関する規定ではない。

○同趣旨

○、、、国際連合憲章の規定から、日本が国連に入つ
た場合に、沖繩に信託統治を実施するという趣旨の
平和条約三条の規定がその分だけ無効になるという

三一 二二 一一

二 三

松本

下田

三一 二二 一一

二 五

松本

下田

三七 三一

四〇

穂積

小坂

三一 二二 一一

二 五

穂積

中川

趣旨の解釈は出てこない。

○(七八条の規定は)

、、、沖繩のような日本の一部が戦争の結果として
信託統治になるかもしれぬという、、、事態には
適用しないという結論にならざるを得ない。

三三 二二 一〇

二 六

伊東

岸

○、、、平和条約三条と憲章七八条の解釈問題につ
いては、国際法学者その他の解釈があつて、私は七
八条と三条が当然矛盾するものではないと思う。

三六 二一 四

三 八

岡田

中川

○各国家平等の原則は大原則であるが、同時に国連憲
章によると、敵国分離地域は信託統治に付するとい
う例外規定がある。

三七 二二 二

四〇

楯

中川

○憲章第七八条の規定は、加盟国は主権平等であるか
ら、その地域は信託地域にならないという規定であ
るが、これは国全体を信託統治に付することができ
ないという趣旨であり、旧委任統治地域であつたシ

三 七

衆 予

楯

中川

リアやレバノンが独立国として国連の加盟国になるという趣旨である。従つて、日本の領土の一部である沖繩を信託統治に付することは憲章違反にはならない。現に、憲章には、一国が自発的に信託統治に付する領域という規定があるから、今の憲章違反という解釈は出て来ないと思える。

○同趣旨

〔参考〕○「加盟国となつた地域」の解釈は、地域全体が一国として国連の加盟国となつた場合に限定される」と考へる。レバノンとシリアを想定して、この七八条が設けられた、と多くの学者も主張している。七七条を考へても、こういうことがいえる。
(公聴会において参考人が述べたもの)

三七一〇

閉会中
衆外

岡田

中川

三三三、三一八

衆外

松本

田村
幸策

四 植民地解放宣言

○沖繩において外国による搾取が行なわれているといふ事実がないから、植民地の概念にあてはまらぬ。また、この植民地独立付与の決議は、勅告以上のものではなく、わが国は米國との直接の話し合いによつて解決する方針をとつているので、国連の場であらうことは適當でない。

○第一項に植民地の解釈として、単に征服・支配だけではなく、搾取するということが書いてあることが第一点、また原案を起草したインドネシア代表が沖繩を含まない、と説明しているのが、第二点—この二つの事情から植民地解放宣言は沖繩を含まない趣旨と解している。

○起草委員会における起草者である代表の発言である

三六一三、四

閉会
中
衆外

帆足

小坂

三七一

衆予

備

中川

三一四

衆外

帆足

中川

しかし、その宣言自体はその後国連総会で決議されたわけであるから、その宣言の解釈として「イ」起草委員の発言に法的拘束力があるとはいえないが、非常に重要な参考資料となることは事実である。

○ 沖縄は植民地であつて国連憲章に違反しているといふことについては、これは事実には反すると思ふ。

○ (起草者である) インドネシア代表が、沖縄等が入るように解釈されては困るから、まだ主権を持つていない地域に限られるという意味にしようという提案を行ない、これがいれた。、、、インドネシア代表のいつた意味は、結局沖縄には、日本の潜在主権があるから、この宣言の地域には入らないということである。

○ 実は国連で植民地解放宣言を発する際に、この沖縄

三九一	三七一	四〇	穂積
四一	三七	衆予	小坂
四〇	衆外	帆足	中川
参外		佐多	小坂

のような状態はどうかということ、これは植民地でないということがはつきりしている。、、、第十五回の国連総会において、ソ連も含めて、沖縄が植民地であるということと言つている国は一つもない。

○ 既に米國も日本の潜在主権を認めており、、、、自治権の拡大も着々実現している状況だから所謂植民地とは基本的に違ふと考ふる。

三九一	三七一	四七	帆足
四一	三七	衆外	椎名

五、沖縄内における施政権と潜在主権との競合

1 日本側権限行使の制限

○主権それ自身は日本にあるが、主権から生ずる諸種の管理権、立法、司法、行政を行なう権限が合衆国によつて行使される。、、(ただし)条約上、一國が獲得した権限は、必らずしも、これを行使すべき義務はない。一方的に委譲する。ないしは放棄するということは、国際通念上許されている事柄であるから、合衆国の善意に信頼して、合衆国の行使権限が絶対に必要な最少限度にとめていただければありがたいという立場である。

○平和条約第三条の規定と矛盾しない範囲内において憲法が適用されるが、矛盾する場合は排除される。

○立法、司法、行政の権限を日本政府が行行使すること

二六	二二四	衆特	一二
二六	二二四	衆予	兼特
		岡田	兼岩
		林	西村
			石原
			西村

は、アメリカの了解なしにはできない。法律の執行的な強権的なものにすれば、いろいろの法的根拠を必要としよう。しかし、「行政権の行使に至らない」事実上の問題で、向こう側がそれを拒否しないことであれば、できる範囲のものはいろいろある。

○日本は領土主権を放棄しておらず、憲法は観念的には施行されているが、米国の施政権がある限度において、日本の憲法が現れない。沖縄の住民は日本国籍をもっているが、これに対する施政は沖縄がやつてゐる。

○、、米国が全部または一部の施政権を行使することがあるから、施政権の行使の範囲を減少することはない。そうすれば日本の施政権はこれに同じ回復される。そういう潜在力ないし可能性を日本は

三六	二二四	衆予	三八
三六	二二四	衆予	三八
		岡田	岡田
		林	林

もっている。、、条約とか協定によつて伸縮するものである。

○沖繩住民の国籍が属している日本の権利と、三権を行使する米国の法的な地位とが競合する場合に、日本の権限がどこまで及ぶかには限界があり、個々の問題につきその限度は異なる。個々の場合に検討しなければならぬ。

○一国の主権の及ぶ範囲は国際法の基本問題であるが、主権は必ずしも領土のみに限局されず、相手国の許容する限度において、、、对人的に領域外にも及ぶわけで、沖繩においても当然そういうことがある。

○、、、(いわゆる領土権が残る。従つて米国は三條を根拠にして、沖繩を第三国に譲渡することはできな

三六	一〇	一〇	三九	岡田	中川
衆外	衆外	衆外	衆外	岡田	中川
予算第	四〇	滝井	一分科	予算第	中川

とであつて、日米双方で確認されている。なお、現実の問題として、財政的な援助や沖繩教員の日本の教育とか行政権の作用と思われる措置を行使しているが、これは米国の容認する限度で行なうのである。

○沖繩住民は、もちろん日本国籍をもっている。ただ、現在施政権が及んでいないから、日本の法令で、属地的というか、施政権とくつついてはいるよりなものは、もちろん沖繩には施行されない。

三セ	三二九	四〇	羽生	林
参予				

2 住民の保護権

○沖繩の住民が日本国籍をもっており、米国籍をもっていないことは明らかであるから、基本的自由又は人権を害する処遇を受けているならば、日本政府は米國と交渉することは当然であるのであつて、米國の内政に対する干渉にはならないと考える。

○同感である。

○国籍が日本にある以上、その関係において日本は沖繩住民に対する対人主権をもっている。しかし、現実に米國が三権を行使しているから、自己の施政権下にある住民に対するという関係で米國も対人主権というか、一種の統治権をもつ。

○国際法上は外交保護権という言葉はなく、在外国民保護権というはある。沖繩住民は、外國にいるの

(閉会中)

三一、セ九

衆外

穂積

村上

(閉会中)

三一、セ九

衆外

穂積

下田

(閉会中)

三一、セ一二

衆外内

池田

下田

法連

(閉会中)

三一、セ一二

衆外内

伊藤

下田

法連

穂積

ではない。・・・それは日本国籍をもつ沖繩住民の福祉について外交交渉をなす権能である。・・・俗に外交保護権ということは差し支えない。

○外交保護権という言葉は、必ずしも明瞭な意味をもたない。普通には、第三國にある自國民を差別待遇又は虐待から護る、そういう権利であるから、沖繩の場合に外交保護権という言葉を直ちに適用することには問題がある。施政権を持つアメリカが第一次的に住民の福祉を向上する責任を持つてゐることは当然であり、日本としては日本國民であるという立場からならぬ要望をすることが認められて然るべきである。

○米國民政府による刑法施行は、第一次的にはアメリカが施政権を有する地域における制度、法令の問題である。その内容が甚しく苛酷である場合は別であるが、そうでない限り日本政府として撤廃又は再修正を要求することは、むしろ内政干渉の感しを与えよう。

三一、三一

衆予

今澄

林

三四、三一

参外

劍木

三宅

○ 住民が非常に不当な待遇を受ける事態があれ	三六二〇、二〇	衆外	三九	岡田	中川
ば、日本政府は、それが日本人であるという見地か					
ら米国に対しある程度の主張は当然できると思う。					
○ 外交保護権は、普通には外国にある本国人に対し政	三八	衆法	四三	猪俣	中川
府が保護する権利であるから、沖繩における沖繩住	六				
民に対する保護を外交保護権と呼ぶことは適当でな	七				
い。したがって、沖繩住民の福祉について日本政府					
が交渉するのは、外交保護権という觀念に基づいて					
いるのではない。したがって、これを国際法上の権					
利として国際司法裁判所に持ちこむのは、いまの日					
米関係では適当でない。					
○ (沖繩住民の人権の保障について) 米国の法制上、	三九	衆予	四七	川崎	高辻
三権行使についての人権の保障というのは当然ある	一				
し、人権に関する世界宣言もあつて、今や文明国に					
おける施政としては人権の保障は当然に受けている。					

3. 土地所有権問題					
○ 日本は沖繩において残余の主権を持つているが、	ハ米三〇	衆外	二二	並木	高辻
国政府による」その土地の私法上の権利の得喪につ					
いて、一がいに不能であると法律上言いきつてしま					
うわけにはいかないのではないか、					
○ アメリカは立法権を持つているから、外国人に土地	三〇	衆外	二二	並木	下田
取得を認める立法を行なうことも自由である。そう					
いう法律を制定し実施することは、アメリカのもつ					
ばらなし得ることであつて、アメリカが日本に相談					
する条約上の義務は全然ない。					
○ 領土移転の場合に、前統治権者が定めた法例によつ	三〇	衆外	二二	植原	下田
て取得された土地取得の効果については、国際法上					
一般の原則はない。そのときに新旧の統治権者で協					
	五二六				

定してきめるのが普通だが、この協定ができないとしても新統治権者が独自の立場からきめうる問題だと思ふ。ただ前例によると不動産の得喪は、住民の権利は關係に非常な影響を及ぼすから、前の法律実施の効果をそのまま認めるという先例が多い。

○米國政府が貸貸する場合は米軍がいなくなると貸貸三〇、五二六借關係は消滅する。ところが、個人間の場合は、取引の安全という考慮からこれを尊重するのが通例。

○（今問題になつてゐる土地貸借關係は）日本が明治三一、七九初年から大正にかけ解消に苦しんだ永代借地權とは全く違ふ。英法上のファイタイトルは、日本法の銀

二二
衆外
植原
下田

（閉会
中）
伊東
下田
衆外

念では土地所有權と實際的に變りはない。沖繩が日本に返る時にそういう特殊の權利が残つて邪魔にならないかという点が問題かと考へるが一般私法關係において外國人が沖繩にもつてゐる所有權あるいは使用權は、復歸の際、完全にまた日本法の支配下に返つてくると考へる。

○政府が土地所有權を取得した場合の國有地と領土とという觀念とは全然別個だ。沖繩返還の場合、二つの処理が考へられる。(一)は沖繩は返すが基地は使わせて欲しいといふときで、内地の場合と同様行政協定により貸与する否か決定される。(二)は全部を返す場合で、領土の割讓と同じである。米國が領事館等の敷地を要求するときは、民法上の契約を

（閉会中）
戸叶
下田
衆外

結ぶことになり、また、フィータイトルも日本法の土地所有権として認めることになろう。

○同趣旨

○〔沖繩返還の場合は〕領土の割譲の場合と同じであるから〔土地所有権の処理については〕国際法上幾多の先例がある。これにより大体の基準があるから一般の私法上の土地の問題はほとんどないと思う。問題があるのは米国が引き続き何らかの公けの目的で土地使用を希望する場合であるが、これは両国間の取りきめできめなければならぬ。

三一、七、二

三一、七、二

(閉会) 池田 下田
(中) 衆外 速内法外

(閉会) 戸叶 下田
(中) 衆外

4 国有財産の管理

○沖繩の国有財産は、日本の国有財産であるが、同時に米国の三権のもとにあるから、米国が管理し、運営しており、これから生ずる収益も、管理の一態様として琉球政府に渡して必要な経費の一部に充てている。これは、米国が管理権者として行なっているものであつて、平和条約三条から当然出てくることである。

○現在米側が沖繩で日本の国有財産を管理しているのは、「お尋ねのような」陸戦法規に基づく措置ではない。平和条約三条に基づいて、日本政府に代つて国有財産を管理しているわけである。戦時中に敵国財産を管理没収する根拠は陸戦法規にあるが、平時においては、条約によつてできるわけである。

三三、七、二

四〇 衆予 第一分科

滝井 中川

三六、三、二〇

三八 参予

森中 中川

5 日本国会への議員選出

○沖縄国民は日本国民であるから、憲法及び公職選挙法により選挙権及び被選挙権をもつ。しかし、統治権は、平和条約三条により米国がこれをもち、わが国は属地的施政権を有しないから、公職選挙法を沖縄に施行することはできず、したがって沖縄を全部または一部とする選挙区を設け、国会議員を選出することはできない。オブザーバー等の資格で国会に参加させることができるかどうかは国会法の問題であり、国会自体が決定すべき問題であるが憲法上必ずしも不可能ではなく。

三七 三二二

四〇 参予

田畑

小坂

六 わが国が締結する条約の適用

- 「政府間海事協議機関条約に対する」日本の加盟の効果は当然沖縄に適用されることにはならない。
- 現在三権を行使していないので、日本がこの条約に基づいて入る権利義務関係は、沖縄について発生することはない。
- アメリカとしても、沖縄に日本が潜在主権をもつことと矛盾するような恒久的な条約関係は結べない、しかし現在米国が三権を行使していることから考えて結べるような範囲の協定なら結ぶことがあり得る。
- 日本が第三国と条約を結び、その条約の結果として当然に現在沖縄に住んでいる住民を直接拘束する権利義務関係を設定することは、どうしても米国の三権行使と矛盾すると考える。

三三 三五 三五

二八 衆外

松本

藤崎

三三 三五 三五

二八 衆外

松本

藤崎

三三 三五 三五

二八 衆外

松本

藤崎

三三 三五 三五

二八 衆外

松本

藤崎

<p>違反ではなからう。、、平和条約三条によつてはアメリカが現在施政権の全部を行使している状態が多少「安保」条約によつて変化することを前提として申じている訳である。</p>	三四、三一	参予	八木 岸
<p>○観念的にいえば、自衛権があるが、一切の施政権を米国がもつている関係上、日本としてはアメリカの意向に反して自衛隊の出動を命ずることはできない。</p>	三四、三一	参予	中山岸、林
<p>○沖縄・小笠原に対しては潜在主権があるから、その地域に加えられた侵略は、日本に対する侵害になると思う。「しかし」これを排除することは、施政権をもつアメリカの意向を無視して日本がする訳にはいかない。しかし事態いかによつて日本の自衛権の発動を適当とするということであれば、これは憲法違反にならないと思う。</p>	三四、三一	参予	八木 岸

<p>○日本が通商協定を結ぶ場合に、最惠国待遇に関する規定は沖縄には適用がない、つまり、沖縄と日本との貿易関係が特殊な立場に置かれても諸外国はこれに均霑できない、という留保条項をつける。しかしそういう規定を設けたからといって、その条約に基づき権利義務関係は、日本だけのものであつて、それにより沖縄住民が直接拘束されるということはない。</p>	三三、三三、三五	衆外	松本 藤崎
<p>○沖縄に関しては、統治権の関係上、万国郵便条約は適用されない。</p>	三三、四、四	衆外	松本 高橋
<p>○「沖縄に対して」抽象的観念的にいえば、自衛権は三三、四、二一〇があるが、現実には行使できない。しかし、ある範囲においてアメリカが自衛権を譲つてくれるとすればその範囲において日本が自衛行動をすることは憲法</p>	三三、四、二一〇	衆内	石橋 林

八 在外沖繩住民及び船舶の地位

1 在外沖繩住民の保護

○アメリカの主権の発動は沖繩自体に地域的に限定さ
れている。従つて、沖繩人が外に出ると、これは日
本人であるから、その保護を日本政府がやるという
ことになる。

○沖繩住民は日本国民であるから、沖繩及びアメリカ
以外の地域にあるときは、日本政府が外交保護に当
るべき責任及び国際法上の権利を有するのは当然で
ある。しかし、、、、、、、アメリカも沖繩の人
々を外国において保護すべき責任もある。従つて、
日本政府としては、その任国における沖繩出身の日
本国民に対しては、米国と共同で保護に当たるよう
にという訓令が出ている。

三〇 五二六

二二 衆外

岡田 下田

三七 九二

四一 衆外

帆足 宇山

2 沖繩船舶の国旗

○沖繩置籍船が日本の国旗を掲げると、法律的に日本
の国籍を有しているという意味に推定されるため、
好ましくないと考える。

○人間については、沖繩の人が日本国籍を有すること
に問題はない。しかし、日本の国旗を掲げた船舶に
ついては、日本政府は外国に対し全責任を負わなけ
ればならない。定期的な船舶検査や犯罪の場合の裁
判権行使等を日本が行なわなければならない。その
船舶行政がみんなアメリカにありながら、国旗だけ
は日本のものを掲げるとなると、困難がでてくる。

九 講和以前の請求権補償問題（桑港条約一九条）

○平和条約一九条において確かに日本政府及び国民
この場合では沖繩にいる日本国民の請求権も放棄

四一 四二

四〇 衆外

佐多

藤野
(運輸省)

四二 四〇

四〇 衆外

佐多

中川

五一 一八

二四 衆外

伊東

下田

している。これについて補償義務があるか否かについて平和条約は規定していない。この点ヴェルサイユ条約やイタリア平和条約とは異なる。この点は憲法との関連もあり、日本政府と国民が自主的に解決すべき問題であろう。

○「最終的な結論ではないが」アメリカもハーグ陸戦三、七、九(閉会中)穂積
法規により占領をやるという方針のようであるし、
占領等に基く物資の調達あるいは土地の使用につき
補償するのが違前だと考える。問題は平和条約一九
条で、日本及び日本国民が放棄したという問題が沖
繩に適用されるかどうかであろう。一応この文字に
即する限り、沖繩が抜けるということはちよつと言
えないと考えるが、だからといって直ちにアメリカ
政府の責任がなくなるということにはならない。

衆外 穂積 林

アメリカには住民の福祉を十分に向上する責任があるから沖繩の住民が補償をとり得ないことによる困窮を救うべき責任があるのではないか。

○平和条約一九条は、日本国領域において講和発効前に起きた請求権を日本が放棄することを規定しているから、沖繩が日本国領域に入るかどうかの問題を包含している。かかる補償を要求することによつて沖繩が日本領土であるという根本的主張に影響を与えることはゆゆしい大事になる点を考慮して、決定がおくれている訳である。

○講和発効前の沖繩の土地収用問題についてアメリカ三、二、三
側に補償の義務ありやという点は、法律解釈として
政府部内に一致した意見がない。、、、しかし
し見舞金として一定額を交付した。』

衆外 田中 中川

衆外 田中 岸

○平和条約一九条の解釈では米國に請求することが当三二 二一三
然とは解釈できない。、、、、、

衆外 二六 田中 中川

○確かに一九四六年一月二十九日に日本からの行政分離三二 二二二
令が出ているから、一般的には日本の方に責任はな
い。しかし、責任の問題と補償の問題は、もう少し
研究したい。

衆外 二六 高岡 高橋

一〇. その他

○「平和条約三条は憲章違反か」

三七 二二二

衆外 四〇

楯 中川

当時の国連加盟国の三分の二以上の国が同時に桑
港条約の署名国としてこれを承認しており、また桑
港条約自体に憲章尊重ということが書いてある。ま
た桑港条約を受諾した日本が何らの条件なしに国連
加盟を認められた経緯からしても、平和条約が憲章
に違反しないと認められたと経過的にも考えられる。

秘
無期限

小笠原返還協定中に奄美返還協定
第4条と同趣旨の規定を置くこと
の問題点(メモ)

昭43. 1. 10
条 規

小笠原返還協定中に奄美返還協定第4条と同趣旨の
規定を置くこととする場合の問題点の項目次のとおり
(条約課担当分を除く)。

I 第4条1項に関し、

- 1 ただし書きに該当する法令(現地法令を含む)の
有無及びその内容いかん。(特に、違法行為に
ついてどの程度請求権が認められているか。また、
帰島を許されなかつた旧島民について一単に名目的
でない一請求権が認められているか。)

なお、ただし書きが「千九百四十五年九月二日以
後制定された」法令に限っている趣旨は何か。
「後制定された」とは

- 2 「^(不)現地当局及びその前身たる機関」の「前身た
る機関」に該当するものは何か。
- 3 「又は奄美群島に影響を有するもの」の趣旨い
かん。^{青い字}

II 第4条2項に関し、

- 1 前段に該当する「作為又は不作為」の内容いか
ん。(小笠原の場合には奄美や沖縄の場合と異な
り、「作為又は不作為」の内容が不明である。)
- 2 「南西諸島の居住者」についても規定した趣旨
いかん。(特に「当時の法令によつて許可された
すべての作為又は不作為」から生ずる民事又は刑
事の責任を問わないこととする^(?)ことの意味いかん。
土地の占有等との関係。)

- 3 (小笠原の場合「合衆国民政府」は存在するか。^(?)

III 平和条約第19条及び第3条との関連

(1) 奄美協定第4条は平和条約第19条(平和条約発効時までの合法、非合法な作為、不作為)及び第3条(平和条約発効後の合法的な作為、不作為)による請求権放棄の「確認」か

(イ) 奄美協定第4条1項は、平和条約19条(a)と3条とからはみ出していないか。

(ロ) 奄美協定第4条2は平和条約第19条(d)からはみ出していないか。

(2) 平和条約第3条は、「請求権放棄」を含むか。

(3) 平和条約第4条(b)は関係していないか。

5 600万ドル見舞金との関係

(1) 「請求」の完全な解決とは何か。

(2) 「財産権移転を意味しない」とことと今回の協定との関連、布告との関連、同様布告によつた太平洋信託統治地域請求権処理との関連

秘
無期限

本件は小笠原協定締結後年々増加
している等の理由を以て作成した
ものである。

本件有益な資料あり、此で作成配布し、関係
機関等に送付す。

北米局長
参事
北米局長
条約課長
法規課長
渉外課長

沖縄の講和発効前の損失
補償について

43. 2. 24
米北 有地

目次

I. 日本政府による見舞金の支払

II. 米国政府による損失補償

III. 米側補償に伴う日本側見舞金取立の問題

参考 小笠原旧住民に対する日本政府の見舞金の
見舞金について

GA-5

513

外務省

2

I. 日本政府による見舞金の支払

(後述注参照)

1. 昭和32年(1957年)5月20日閣議決定に
より、日本政府は沖縄に付した講和発効

前の土地等の損失に対する見舞金として
10億円を支払った。

本件見舞金については、昭和31年当時
沖縄住民側より日米両国に対し損害

補償について強く要望があり、この日米両
国の補償責任の如何について、日本政府

側内においても可成り議論がなされた。
即ち、平和条約が19年間の研究をめぐり、

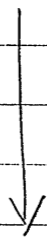
(1) 外務省では、沖縄住民の損害も同
等により放棄せしめようとの研究の下に、

本件は米米協定の対象となり得べし、

GA-6

外務省

④ 法務省は、外務省と併し同様の見解
 を示したが（昭和三十二年十月三十日付同務局事
 局メモ）、
 ④ 法制局は、平和条約第十九条に「日本
 国領域に沖繩地域を含むことと解す
 こと困難」と、同様の沖繩行政が同条
 に「日本国民を含むことと解すこと困難
 がある。同年は日本国民の請求権が
 米国外務省に上り承認された。日本政府は
 請求権を行使し得ないことを前提に
 いるが、同年の前提の上では日本国民個人
 の有する請求権は消滅せず、従って沖繩
 行政の請求権も残存していると解し
 （昭和三十二年七月十六日付法制局メモ）、

⑤ 大蔵省は、同年三月日本国領
 域の中に沖繩を含むことと認めず
 本権ありと認めておいた。（昭和三十二年十月十六日付主計局メモ）
 以上のとおり政府内部に於いて意見の一致
 を得るに至らなかったが、その間に於いて
 日本政府は、法廷論に別として、法廷の窮
 乏を看過するしるべきとの理由により、
 赤松閣議決定に基づき、本件見解を
 として10億円を支払ったことと見なして
 した。


注. 昭和三十二年五月二日 閣議決定 (内務部方針)

昭和三十二年補正予算中 沖縄関係 特別措置費の執行は、概託により行なうこととする。

記

1. 昭和三十二年補正予算中 沖縄関係 特別措置費 11億円のうち、10億円は計日平和条約発効前

に前記の如く 沖縄の米軍による土地等の損失等に基づき 損失を蒙る者に計日平和条約発効前

とし、.....、以下各項に定めるところにより支給することとする。

2. 前項の見舞金は、計日平和条約発効前 沖縄の米軍による 損失等により土地等の損失を蒙る者に支給することとする。

を蒙る者に支給することとする。

3. 前項の見舞金の支給を受ける者の範囲

及び支給額の算定方式並びにその支給の系統等は、沖縄現地に於ける沖縄軍用

土地等見舞金処理委員会が案に基づき 内閣府理大臣が所轄の大臣と協議

し、これを審査決定する。

4. 第1項の見舞金は、前項の決定に従い、

沖縄軍用土地等見舞金処理委員会の認託を受けた者に支給することとする。

5. 第1項の見舞金を支給するに当たっては、内閣府理大臣は 見舞金受給者の居住状況に基

づき 各々の管轄の管区長に計日平和条約発効前 一括交付した系統に好むこととする。

6. 沖縄関係の損失に復したる場合 軍国からの損失の補償又は見舞金等を受け

了と比べて、場合によりは、その金額の
35 中1項の見舞金として支給し額に

相当の額は、これを国庫に返還又は帰属
せしめらるゝ。

中7項
以下省略

2. 前記内閣決定の中6項(米國から補償
又は見舞金を受ける場合、其中10%の見舞

金10%の内、これを国庫に返還する旨)の組
成については、當時米側から計に支給さ

れたこと(同年5月8日付在米トランス・ペ
ーに中1項から第5項までのこと(述べらるゝ))

前記見舞金と支給の経緯がある。

3. 本件に関連する国会答復の際、主白答復
の要旨は次のとおりである。

(1) 下田争約局長(31.5.18. 衆外. 沖縄の土地
移転問題等に關して参考人の意見聴取の際)

平和条約が19年以前に、確かに日本政府
及び國民——の場合に於て中絶した

日本國民の請求も放棄した。これは711
補償義務が認められる711 平和条約は

規定にない。この裏で1921年約は例外的
平和条約とは異なる。……………

この裏で憲法との関連もあり、日本政府
と國民が自らの解決すべき問題と

なり。

(2) 石井南不連続事務局長(同上の條)

講和策動前の補償について、昭和25年10月頃より非常な低額であり補償が著

しく行われぬことを述べた。よってこの問題を日本政府に補償の責を負うべきこと

は、講和策動後のたゞの御承知に留めず、昭和初年19年が樞軸たる関係から、現地の

人々がアメリカ側に相当強く要求せられたるが、米例に比しはそれ以上の補償は

必要であると主張せられたる。

(3) 林法相局長官 (31.7.8. 衆外、国際情勢討議の際)

最終的な結論は如何か、.....

アメリカも一時的に陸軍法税の増徴を要す

という方針の上にあるし、各機関の基となる

資。調査済む土地の使用につき補償の加建前と考へる。尚且つ平和条

約19年、日本及び日本国民が放棄したるこの問題を沖縄に適用せしむべきか

とあり。一応の文字に即する限り沖縄の板43という数字を云ふなりと考

へるが、たゞの数字に過ぎずアメリカ政府の責任をなすことには非ざるなり。

アメリカは国民の福祉を十分の向上せしむる責任があるから、沖縄の国民に補償

をとり得ないことは、国家を救うべき責任があるからではないか。

(4) 岸外務大臣 (32.2.13. 衆外、国際情勢討議の際)

講和締結前の沖縄の土地収用問題
について、アメリカ側は補償の義務ありや

という意見、法律解釈として政府部内
一般に意見が分かれる。……しかし、

法律問題は将来決定するに比して、一定額
の見舞金を交付するべきを考へた。

(5) 中川 了二 局長 (同上の案)

平和年約第19条の解釈は、米側に
請求するべきが当然であるという解釈はよく

いふ事になると思ふ。……平和年約
第19条は日本国領土に於いて講和

締結前に起るべき請求を日本が放棄
したことを規定しているから、沖縄は日本国

領土に入ることとなる問題を考慮する。

……… 加へる補償を要求するに
よつて、沖縄が日本領土であるという事

の法的な主張に影響を及ぼすことは
抑中し、大東の領土を考慮し、決定が

速く進むべきである。

(6) 高橋 繁 局長 (32.2.22. 衆. 外. 閣議
持論針線ノ際)

確かに1946年1月29日に日本から行政令
が発令された。一般的には日本の方

に責任がある。しかし善後問題と補償
の問題はもう少し研究したい。

II. 米政府に対する損失補償

1. 沖縄現地の米側は、当初本件補償要請については、平和条約第19条の項の規定

により米側にその責任を強く転じた態度をとったが、1961年(昭和36年)4月6日

知事高橋宗徳は、本件に因る法的責任は否定しつつも、沖縄の絶好収奪と

して沖縄住民の福祉に与える悪影響から本件問題を好意的に検討する旨を發表し、その

補償要請額については米琉合同の諮問前補償請求委員会において検討を行なうこと

とした。その結果請求総額21,874,524ドルが同委員会の最終決定となり、1962年10月

16日高橋宗徳は同額の請求書に署名を

了して、これをワシントンに送付した。

(昭和40年)

2. 1965年10月27日米国会議院に於いて採択された合同決議 (Joint Resolution —

P.L. 89-296) は、

(1) 一部琉球島民が、1945年8月15日日本

投降後、1952年4月28日平和条約の発効前までの間、合衆国軍隊又はその構

成員の行動から損害を蒙ったこと

(2) 平和条約第19条に於いて琉球人を合衆国

人の請求権に於いて半分の法律責任を消滅させた結果、米国は亦記一部

琉球島民の損害に對して何ら補償はなすべき。(但し 1950年7月1日から 1952年

4月28日までの間の土地の使用及び損害

に計了るものを除く)
3) 米国は琉球移管に付ける唯一の範疇

収者として琉球住民の福祉に多大の関
心を有し、前記補償を行使するべき

である。
と前置とし、当該補償の総額は 22 百万

ドルを超えぬ額を支払うの権限が与え
らるる旨決議したと述べて、前記金額は

その支払可能な日から 2 年以内を支
払うこととし、日本政府の責務に帰す

既に満了したことの請求又はその一部を
満了する前に支払うに付する旨を述べ

ている。

3. 前記合同決議の成立に伴い、ホフト。

1952年 10月27日 衆議院下院の議決
1本。

“長次郎は本日約 18 万ドルに上る琉球
住民の請求に計了る 22 百万ドルを限度

として才主権限を認め、両院合同決議
の法律に署名した。この請求は 1945 年

から 1952 年までの 7 年間にわたる半分の
琉球移管占領から発生したものである。

日本政府は平和条約に於いてこの期間の一切
の請求に付いて放棄した。この請求は

才主の責務に付する。この決議を立法
化したことにより、議会は、法律問題に別

として、米国の異なる請求に付いて衡平と
道徳的見地から放棄責任を有するに就

外務省の案である。

.....

次に大統領は、翌1966年2月21日沖
 通の対日講和前途の在りて 1966会計
 年度の追加予算の案の 2,104万円の支出
 承認を議院に要請し、本件を含む対外
 援助法案は同年10月7日上下両院本会
 議に可決され、10月15日大統領の署名を
 得て成立した。

4. 前記Ⅱ. 1. の合同地権採択に至るまでの
 米日国会間の交渉の在りて論旨(特に
 請願に便連するもの)は、次に記す。

(1) 1965年1月22日 上院本会議採決時

同会議に在りて、本件に關し詳細に
 説明した 1月8日付陸軍長官兼上院議長
 の書簡が、7月5日上院議員の提出
 された。同書簡の主要内容部分は
 次のとおりである。

.....

占領軍が使用し、又々徴発した約1
 億圓の不動態の在りて、その使用に付て適
 正な補償を以て4小冊を呈した。.....

一般に承認され、国際法上の原則にあり、
 特に1907年ハグの陸海法規の規定
 にて明示され.....

..... 何れにてもその期間の
 沖通法改正の請願に付て米日間の交渉は、

1952年4月28日 発効した日米平和条約に
 基いて削減した。同条約が19年11月
 から生じた。これは同条約の効力発生前に
 在りて日本国領域の占領が生じた(連合軍)
 及びその国民と対する日本国及びその国民(沖
 縄(琉球を含む)の在外の請求権を放棄し
 ている。(従前の平和条約と異なり、この条約は
 日本に放棄した請求権の処理を要求し
 ている。) 従って米國はかかる請求権に
 対して支拂う法律上の責任を負わねばならぬ
 立場から、平和条約発効前2年間の土地
 の使用及び損害に對するものを降せ、これを
 かかる請求権に對して支拂うべきでない。
 1950年7月1日以前、沖繩に在りて個人

⑧ 本報告は平和条約発効後のものから
 考慮の対象と在りしものと在りし。

資産の米軍に於ては賠償制度は廢
 止され、米國政府は適當な使用料を支
 拂う。空借契約制度もこの中に在り。又同
 期間内に損害を受けた土地の原状恢復
 費を支拂うべきに在り。これらの措置は
 1953年12月5日付琉球行政庁布告第
 26号の補及規程に於て空借契約の
 処理に在りてある。かかる特殊な請
 求は前請本は、1945年9月2日以後に在りて
 連合軍が制定した法律に對して認められ
 ず、平和条約が19年11月1日以後に在りて
 除外され、同条約の適用を受けるものと
 見做されるべきである。
 一方日本政府は、日本本土に在りて

知前の請本に付了法の責任を至るし
 からも、政府の良心棄損として一部日本人
 請本者に対し支拂いを行つた。同様に
 日本政府は琉球に付いて、講和前の請
 本に付了法の責任を至るしから、1957年
 沖繩返還の講和前請本に対し是資金とし
 2,10億円(約280万ドル)を支拂つた。この
 是資金の額に、立法措置の処理に付請本
 (今回の)
 の額が控除され、日本政府が既に支拂つた
 請本に付了支拂分を除外し、特別
 規定が設けられた。日本政府は、^{既述の}是資金
 支拂の際、沖繩の請本者から米国政府から
 補償を得る場合に返還の旨を規定し、この
 規定は日本政府の一方的な措置であ

り、米国政府は合意した事を行つた。
 (2) 1965年10月6日 下院本会議議事録より
 (4) 227 議員 (賛成)
 ……占領の結果、1952年の平和条
 約で日本は多くの請本者を受け、その
 中の27年間に発生した損害は請本者
 の責任ではなから、米国の責に帰せらるる。
 琉球諸島とその住民は米国の極東に於
 ける防衛努力に大きく貢献し来たこと、又今
 後も貢献するに期待せらるる。是に
 提率せらるる支拂は、認識せらるる公平に
 付了 初等的な救済に付、この地球を
 いて米国の727700人の精神を印象つた

3203).....

(1) スミス (カワムラ) 議員 (賛成)

日本は平和条約の国際の請求権を行使するに
素行あり、米国の府は本件を認めない

法理上の責任はなし。日本は二の期由による
沖港に行使の権利を行使しなかつた。このため

米国の主張を拒否しなかつた。従って米國
は、自己の軍隊が手配した中隊に於ける

責任を行使するに考慮しなかつた。

(11) ガラソウキ一議員 (賛成)

(沖港の早稲 朝鮮戦争の降伏後) 平和条約
締結の重要性を強調した後) 平和条約

は、日本の請求権放棄を規定しなかつた。

この主張は明らかに米國に於ける法理債
権はなし。此れ日本も、1945年8月15日

から1952年4月28日までの期間に於ける
政府は保有せず、平和条約が未だ引渡さ

日本に施政官を排除しなかつた。この期間に
著しい法的責任を負うべきである。

(1) マツカ議員 (賛成)

国際法から見た琉球の歴史の特殊性
に於て、戦時中、米軍占領の形での統治

した地域に於ける法的責任を引受ける
べき先例を述べた。此れ琉球

の主権者として日本に於ける米國
の國際法上の責任が平和条約により消滅

した。従って、1945年以来米國が排

他の事柄を行使して地域の住民に押し
つける公正の処遇に付する責任を
負う。

紛争の解決に付する。

(4) 502 委員 (及び)

米国の所出沖繩(政府に)に付する責
任を負うに付し、補償の必要が如何に

あるか米国の所出に付し、日本政府が当然
すべきである。殊に米 陸軍の沖繩の占領

を支えている。この間は沖繩住民は米
国の膨大な基地を維持するに付する支

了金の生活に苦しんでいる。……

第二次大戦に付し、沖繩は米 軍人の

の生命犠牲に付し、在りて太平洋地域
に付しては、沖繩は日本の領土に

あり、沖繩人は米軍と戦ったことを
忘れはるべき。

Ⅳ 米側補償に伴う日本側見舞金取立の
由題

1. 前記 I. 1. に述べた通り、日本政府の
沖縄に於ける諸和前置金10億円の
支出に際して、「沖縄は既加蒙るべき種
類の損失、米國からの補償又は見舞金等を
受けるべき場合、その全部乃至在
見舞金として支給する額に相当する額は
沖を國庫に返還又は帰属せしむる如
し」との条件が附されたり、わが方見
舞金は米國からの補償金又は見舞金の
前置金に於ける立前をとつてゐる。

2. 米國からの在沖補償が具体化した見込み
が濃厚と認め、1963年1月在米大使館より
(昭和38年) 300

外務省に対し口上書をした。米國からの
補償法第9條に於ける助43は、日本政
府が在沖前置金の取立を行つた旨
の意思を示したる要請があった。

これに対し在米大使は、在沖は内閣決定
事項であるから、前置金を取立した旨の
新規の内閣決定により是の決定を覆せば
是るべきと認める所と認め、在米大使は32年
5月の閣議決定により國の借取が成立した
以上二の（借取、返還）故に内閣決定は8
年に於て特別の立法措置を要するとの見解
を述べた。内閣決定により國の借取が
成立した以上は、在米大使は在米年約向に於
て是の疑義を存する所と認められた。在米大使は

見解調整の上、米側に計りたし追加の
課税案とし、昭和38年5月次の3巻が

成り提案を行つた。

(1) 米政府の補償金が米側と同等に

日本政府、前貸金に各業者が一律
取り返す。

(2) 但し日本政府は取立金相当額(10
億円)を琉球政府への援助金として

供与した。

(3) 上記の援助金は通常の手当、技術

援助額の上積みとした。

これに対し米側は日本政府課税案は

実質的の不利等とし難色を示したが、日本
側の困難の事情を救済の措置は更に

考慮に及らぬとの態度であった。

3. その後米側に付した事件検討の経緯
は詳分が不明なり。1964年2月8日米上院
(昭和39年)

に提出された補償法案は、

「二の合同他国に付提出された資金は、

日本政府からの支取に付既に満了した
請求又はその一部を満了したに支取

らばはならない」

旨の規定を含むものなり。米側としては、米

側の補償せんとするものは日本側が先に
支取たと算入し10億円に付満足した

分を除く残りの請求額のみを計上する
あり、追加の前貸金の回収に取付得

べきものは含まれぬとの条件を併記した

之方に決めたもの如くである。
前記池袋法事は 合期終了に於て

(昭和40年)

後案と訂正し、翌1965年提出した法
事は 同一の事項を合期とし、同年10月
27日 採択されたことと前記のとおりである。

(3に要)

27日 採択されたことと前記のとおりである。

4. 昭和42年1月12日 在米米大使館 へ
答申書は 北平局長に於て、二の向題につき

米側は100%の賛成及び95%を 尊重す
に与り、その賛成及び既に日本政府の立案

金と受取の都合は 各の方面は 平和の
対象とあることにより 処理したること

に於て 旨 申し述べた。

次に 在米米大使館は 同年3月30日付

トキョー・ペーパーを 本館に 送達し、本件

に 関する 米政府の 立場を 次のとおり 説明
した。

(1) 日本側は 基金相当分は、今回 米國
法に 認められ 総額から 天引きし、

これを 米國の 國庫に 帰属せしめよう
と するが、1965年の 米國に 日本

側は 基金に 対し 一部 満足せしめられ
たか 否かと 尊重し、諸本取の 性格が

を 判断し 一部 満足せしめらるゝと
認めらるゝ場合は、その 方を 差し引く

支拂いを行なう

(2) 但し、わが 方は 基金に 対し 満足せし

められ 是等の 金額は 記録 散失の 概
明らかなし (等しい) 差し引く 金額は

一律に6% (日本政府に對する補償要
求総額44億に對し、實際の

支払額10億の占め比率)とす
ることとす。

5. 日本側としては前記米側措置が特に
不当であることとすこととすこととすこととす。

また、本取り扱ひ方法については、経済側
諸代表者代表と参加し、米統合同委

員会に於て同意され、^{(と見られるが、更に}
~~その方法~~

この方法は経済側の講和案初稿

定期委員会を代表し、ヘンデルガー弁護士
が提言したところ、経済を助けること

信認されることが考慮して)

~~その方法~~ 依りについては特に日本政府
として承認するものを見込めずに行なう二

とす。トキオにヘンデルガーを要すこと
とすこととすこととす。

いふがために、経済の諸代表者は、
米側の補償支払に對し、わが国見舞金

相当額を要するに對してはたすに、
昭和32年5月2日の閣議決定にも拘わ

らず、日本政府より諸代表者に對し見舞
金の通達を要するに對しては、いふに。

参考

小笠原旧住民に對して日本政府の
立替之見舞金のついで

1. 昭和36年6月8日付小笠原見舞金に關して
公文交換に付日本政府が米國政府より600
万ドルを領す以前に在りて、日本側が小笠
原旧住民に對して之を救済措置は次の
とおりであつた。

(1) 見舞金

前記旧住民の共同事業資金としての給付金

東京都	昭和29年	2000万円
	昭和30年	1500万円
小計		3500万円

(2) 旧住民の講和発効前の損害見舞金

日本政府 昭和29年 17,650,896円

(1)+(2) = 52,650,896円

(2) 講和発効後の旧住民の損害に對し米
國側が補償金又は見舞金として(政府が)

前記の共同事業資金に對しては、
見舞金として

支出した立替金(信託代金米國政府に
對しての信託の返還を約した上)

昭和30年度(7月1日開始)	98,985,954円
昭和31年度(9月30日)	39,999,667円
計	138,985,621円

2. 前記(2)の立替金合計138,985千円に
ついで、昭和36年6月8日600万ドルの

見舞金を日本政府が米國政府から受領し
た後、同年10月24日立替金の回収とし

て國庫に返還の措置をとつた。

3. その後昭和37年11月9日同議決定をした

小笠原諸島旧住民等に計了受領金600
万円の配分要領を在米米大使館に

通報したところ、同大使館より米側に
在米米大使館に計了受領金の措置につき納領し

難い旨申し渡した。
在米米大使館に計了受領金の不足は、在米

米大使館に計了受領金の不足は、在米米大使館
に計了受領金の不足は、在米米大使館

米米側が補償金から見舞金を支給した
ときは、その相当額を控除したの事付が

付すことになった。米側に通報し、その
同意を得る必要は、おとと考証、米側

に正式通報を行なうに付、おととに起用
するものがある。

4. 更に米側は、翌昭和38年1月30日付在
米米大使館に書(前記Ⅲ.2.参照)を

つて、在米米大使館に計了受領金の不足は、在米
米大使館に計了受領金の不足は、在米米大使館

好札を計了受領金の不足は、在米米大使館
に計了受領金の不足は、在米米大使館

日本米大使館に計了受領金の不足は、在米米大使館
に計了受領金の不足は、在米米大使館

計了受領金の不足は、在米米大使館
に計了受領金の不足は、在米米大使館

とすことになった。米側に通報し、その
同意を得る必要は、おとと考証、米側

5. 以上を以て、在米米大使館に計了受領金の不足は、在米
米大使館に計了受領金の不足は、在米米大使館

計了受領金の不足は、在米米大使館
に計了受領金の不足は、在米米大使館

29
~~28~~

付1102 前記半例不満足あり、
現在に至るまで同本を仕入る。

。 款
無 期 限

昭和43年3月25日

沖縄の講和発効前の損失
補償について

北米局北米課

目 次

I	日本政府による見舞金の支払い	1
II	米政府による損失補償	8
III	米側補償に伴う日本側見舞金取立 の問題	17
参 考		
	小笠原旧住民に対する日本政府の 立替え見舞金について	23

I 日本政府による見舞金の支払

1. 昭和32年(1957年)5月2日の閣議決定(後述(注)参照)により、日本政府は、沖縄に対する講和発効前の土地等の損失に対する見舞金として10億円を支払った。

本件見舞金については、昭和31年当時沖縄住民側より日米両国に対し、損害補償について強い要望があり、その日米両国の補償責任のいかんについて、日本政府部内においてかなり議論が行なわれた。すなわち、平和条約第19条の解釈をめぐって、

- (1) 外務省では、沖縄住民の請求権も同条により放棄されているとの解釈の下に、本件は対米請求の対象となりえずとし、
- (2) 法務省も、外務省とほぼ同様の見解を示したが(昭和31年10月30日付同省民事局メモ)、
- (3) 法制局では、平和条約第19条にいう日本国領域に沖縄地域が含まれないと解することは困難で、同様に沖縄住民が同条にいう日本国民に含まれないと解することは困

難である。同条は、日本国民の請求権が米政府により否認されても、日本政府として対米折衝を行ないえないことを規定しているが、同条の規定によつては、日本国民個人の有する請求権は消滅せず、従つて沖縄住民の対米請求権も残つていると解し(昭和31年7月16日付法制局メモ)、

- (4) 大蔵省は、同条にいう日本国領域の中に沖縄は含まれず、従つて対米請求権ありとの解釈をとつていた(昭和31年10月16日付主計局メモ)。

以上のとおり、政府部内において意見の一致をみるに至らなかつたが、その間において日本政府は、法律論は別として、住民の窮状を看過するにしのびずとの理由により、前記閣議決定に基づき、本件見舞金として10億円を支出することとしたものである。

(注) 昭和32年5月2日閣議決定(関係部分抄)

昭和31年度補正予算中沖縄関係特別措置費の実行は、下記により行なうものとする。

記

- 1. 昭和37年度補正予算中沖縄関係特別措置費11億円のうち、10億円は対日平和条約発効前における沖縄の米軍による土地等の接収等に基づき損失を蒙つた者に対する見舞金とし、。。。以下各項に定めるところにより支出するものとする。
- 2. 前項の見舞金は、対日平和条約発効前沖縄の米軍による接収等により土地等の損失を蒙つた者に支給するものとする。
- 3. 前項の見舞金の支給を受ける者の範囲及び支給額の算定方式並びにその支給の手續等は、沖縄現地における沖縄軍用土地等見舞金処理委員会の案に基づき内閣総理大臣があらかじめ大蔵大臣と協議してこれを審査決定する。
- 4. 第1項の見舞金は、前項の決定に従い、沖縄軍用土地等見舞金処理委員会の認証するところにより支給するものとする。
- 5. 第1項の見舞金を支給するに当つては、内閣総理大臣は見舞金受給者の委任状に基づき

その受領代理人に対し、その見舞金を一括交付する手續によるものとする。

- 6. 沖縄住民が蒙つている損失に関し、アメリカ合衆国から損失の補償又は見舞金等を受けることとなつた場合においては、その金額のうち、第1項の見舞金として支給した額に相当する額は、これを国庫に返還又は帰属せしめるものとする。

(第7項以下省略)

- 2. 前記閣議決定の第6項(米国から補償又は見舞金を受けた場合、本件日本側見舞金10億円はこれを国庫に返還する趣旨)の但書については、当時米側に対してはなんら触れることなく(同年5月8日付本省トーキング・ペーパーにも第1項から第5項までのみを述べている。)、前記見舞金を支出した経緯がある。
- 3. 本件に関連する国会審議の際の主な答弁の要旨は次のとおりである。
 - (1) 下田条約局長(37.5.18衆、外、沖縄の土地接収問題等に関連して参考人より意見聴取の際)

平和条約第19条において、確かに日本政府及び国民一この場合では、沖縄にいる日本国民の請求権も放棄している。これについて補償義務があるか否かについて平和条約は規定していない。この点ヴェルサイユ条約やイタリヤ平和条約とは異なる。。。。

この点は憲法との関連もあり、日本政府と国民が自主的に解決すべき問題であろう。

(2) 石井南方連絡事務局長(同上の際)

講和発効前の補償については、昭和25年10月頃から非常に低額であるが、補償が若干行なわれていたことも聞いている。そこでこの問題を日本政府に補償して貰いたいという事は、講和発効後になつて御承知のように平和条約第19条が掲げられた関係から、現地の人々がアメリカ側に相当強く要求されたのであるが、米側においてはこれ以上の補償はできないと言明された由である。

(3) 林法制局長官(31.7.9衆、外、国際情勢討議の際)

最終的な結論ではないが、。。。。アメリカ

もハーグ陸戦法規により占領をやるという方針のようであるし、占領等に基づく物資の調達、あるいは土地の使用につき補償するのが建前だと考える。問題は平和条約第19条で、日本及び日本国民が放棄したという問題が沖縄に適用されるかどうかであろう。一応この文字に即する限り沖縄が抜けるということはちよつといえないと考えるが、だからといって直ちにアメリカ政府の責任がなくなるという事にはならない。アメリカには住民の福祉を十分に向上させる責任があるから、沖縄の住民が補償をとりえないことによる困窮を救うべき責任があるのではないか。

(4) 岸外務大臣(32.2/3衆、外、国際情勢討議の際)

講和発効前の沖縄の土地収用問題について、アメリカ側に補償の義務ありやという点は、法律解釈として政府部内に一致した意見がない。。。。しかし、法律問題は将来決定することとして、一定額の見舞金を交付することを考えたい。

(5) 中川アジア局長(同上の際)

平和条約第19条の解釈では、米側に請求することが当然であるという解釈はすぐにはでてこないと思う。・・・平和条約第19条は、日本国領域において講和発効前に起きた請求権を日本が放棄することを規定しているから、沖縄が日本国領域に入るかどうかの問題をも含んでいる。・・・かかる補償を要求することによつて、沖縄が日本領土であるというわが方の根本的主張に影響を与えることはゆゆしい大事になる点を考慮して、決定が遅れているわけである。

(6) 高橋条約局長(32.2.22衆、外、国際情勢討議の際)

確かに1946年1月29日に日本からの行政分離令がでているから、一般的には日本の方に責任はない。しかし、責任の問題と補償の問題はもう少し研究したい。

II 米政府による損失補償

1. 沖縄現地の米側は、当初本件補償要請については、平和条約第19条a項の規定により、米側にその責任なしと強く拒否する態度をとってきたが、1961年(昭和36年)4月6日キャラウェイ高等弁務官は、本件に関する法的責任は否定しつつも、沖縄の施政権者として沖縄住民の福祉に対する関心から、本問題を好意的に検討する旨を発表し、その補償要請額については、米琉合同の講和前補償請求委員会において検討を行なうこととした。その結果、請求総額21,874,524ドルで同委員会の最終決定をみ、1962年10月16日高等弁務官は同額の請求書に署名を了して、これをワシントンに送付した。

2. 1965年(昭和40年)10月27日米国会において採択された合同決議(Joint Resolution - P.L.89-296)は、

(1) 一部琉球島民が1945年8月15日日本が降伏して、1952年4月28日平和

条約が発効するまでの間、合衆国軍隊またはその構成員の行働から損害を蒙っているが、

(2) 平和条約第19条が琉球人を含む日本人の請求権に対する米国の法律責任を消滅させた結果、米国は前記一部琉球島民の損害に対してなんら補償しておらず(ただし、1950年7月1日から1952年4月28日までの間の土地の使用及び損害に対するものを除く。)

(3) 米国は琉球諸島における唯一の施政権者として琉球住民の福祉に多大の関心を有し、前記補償を行なうべきである。

と前置きし、当該補償のために2200万ドルを超えない額を支出する権限が与えられる旨決議するとともに、前記金額はその支出が可能となる日から2年間支出されうるものとし、日本政府の支払によつてすでに満たされている請求またはその一部を満たすために支出してはならない旨を述べている。

3. 前記合同決議の成立に伴い、ホワイト・ハウスは、10月27日要旨下記のとおり発表した。

「大統領は、本日約18万件に上る琉球住民の請求に対する2200万ドルを限度とする才出権限を認められた両院合同決議の法律に署名した。この請求は1945年から1952年までの7年間にわたる米軍の琉球諸島占領から発生したものである。日本政府は平和条約においてこの期間の一切の請求について放棄したので、これら請求は未払のままになっていた。この決議を立法化することによつて、議会は、法律問題は別として、米国がかかる請求に対し衡平と道徳的見地から支払責任を有することを認めたものである。……」

次いで大統領は、翌1966年2月21日沖縄に対する講和前補償のために1966会計年度の追加予算に含め2104万ドルの支出承認を議会に要請し、本件を含めた対外援助法案は同年10月7日上下両院本会議で可決され、10月15日大統領の署名をえて成立した。

4. 前記IIの合同決議採択に至るまでの米国議会での審議における主な論旨(特に請求権に関

連するもの)は次のとおりである。

(1) 1965年1月22日上院本会議議事録より

同会議においては、本件に関し詳細に説明した1月8日付陸軍長官発上院議長あて書簡が、フルブライト上院議員より提出されたが、同書簡の主要関係部分は次のとおりである。

「。。。占領軍が使用し、または徴発した個人資産や不動産については、その使用につき適正な補償をしなければならないということは、一般に承認された国際法上の原則であり、特に1907年ヘーグ陸戦法規の規定にも明示されている。。。いずれにしてもその期間の沖縄住民の請求に対する米国の責任は、1952年4月28日発効した対日平和条約で正式に消滅した。同条約第19条は戦争から生じ、あるいは同条約の効力発生前における日本国領域の占領から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民(沖縄住民を含む。)のすべての請求権を放棄している(従前の

平和条約と異なり、この条約は日本に放棄した請求権の処理を要求していない。)。従つて米国はかかる請求に対して支払う法律的責任は免れているとの立場から、平和条約発効前2年間の土地の使用及び損害に対するものを除き、これまでかかる請求に対して支払っていない。

1950年7月1日以降、沖縄における個人資産の米軍による無償徴発制度は廃止され、米国政府が適当な使用料を支払う貸借契約制度をとるようになり、また同期間に損害を受けた土地の原状恢復費を支払われるようになった。これらの措置は1953年12月5日付琉球民政府布告第26号の遡及規程によつて貸借契約として処理されたものである。かかる特殊な講和前請求は、1945年9月2日以後いずれかの連合国が制定した法律で、特に認められた請求を平和条約第19条a項の例外として除外した、同条b項の適用を受けるものと

みなされたものであろう。

一方日本政府は、日本本土における講和前の請求に対する法的責任を否定しながらも、政府の関心事項として一部日本人請求者に対し支払いを行なった。同様に日本政府は琉球に対しても、講和前の請求に対する法的責任を否定しながら、1957年沖縄住民の講和前請求に対し見舞金として10億円（約280万ドル）を支払った。この見舞金の額は、今回の立法措置で処理される請求の額から控除され、日本政府がすでに支払った請求に対する支払分を除外する旨の特別規定が設けられた。日本政府は既述の見舞金支払の際、沖縄の請求者が米国政府から補償をえた場合は返還する旨を規定したが、この規定は日本政府の一方的な措置であつて、米国政府と合意したものではない。」

(2) 1965年10月6日下院本会議議事録より

(1) シスク議員（賛成）

。。。占領の結果、1952年の平和条約で日本はかかる請求権を放棄した。そのためこの7年間に発生した損害は、請求者の責任ではなくして未払のまま残されている。琉球諸島とその住民は、米国の極東における防衛努力に大きく貢献してきたっており、また今後も貢献することが期待されている。ここに提案されている支払は、認識された不公平に対する効果的な救済となり、この地域を通じて米国のフェアプレイの精神を印象づけるであろう。。。。

(4) スミス（カリフォルニア）議員（賛成）

日本は平和条約で国民の請求権をすべて放棄したので、米国政府は本件クレームに対して法律上の責任はない。日本はこの期間において沖縄に行政権を行使していないので、このクレームに対して支払を拒否している。従つて米国は、自己の軍隊が与えた本件損害に対する支払いを行ないたいと考えているのである。

㊦ ザブロッキー議員（賛成）

（沖繩が果した朝鮮戦争の際の役割りと戦略上の重要性を強調した後）平和条約は、日本の対米請求権放棄を規定しているので、これら支払は明らかに米国にとって法的債務ではない。しかし、日本も、1945年8月15日から1952年4月28日までの期間沖繩での施政権を保有せず、平和条約第3条も引続き日本の施政権を排除しているので、その間の損害補償の法的責任を否定している。

㊧ マツナガ議員（賛成）

国際法からみた琉球の歴史の特異性にもかんがみ、われわれは軍事占領の形で統治する地域の住民に対する法律責任を引受けるといふ先例を開くものではない。しかし、琉球の主権者とみなされる日本政府に対する米国の国際法上の責任が平和条約によつて消滅したという事実は、1945年以来米国が排他的主権を行使した地域の住民に

対して公正に処遇しなければならないといふ責任を解除するものではない。

㊨ グロス議員（反対）

米国政府は沖繩住民に対していかなる責任も負っていない。補償の必要があれば、それは米国政府ではなく、日本政府が当然すべきである。われわれは現実に沖繩の経済を支えている。というのは沖繩住民は、米国の膨大な基地を維持するためわれわれが支出する金で生活しているからである。

第2次大戦において沖繩ほど米国人の生命を犠牲にしたところは太平洋地域にはほかにない。沖繩は日本の領土であり、沖繩人は米国と戦つたことを忘れてはならない。

Ⅲ 米側補償に伴う日本側見舞金取立の問題

1. 前記1.に述べたとおり、日本政府の沖縄に対する講和前見舞金10億円の支出に際しては、「沖縄住民が蒙っている損失に関し、米国から損失の補償または見舞金等を受けることとなつた場合は、その金額のうち本件見舞金として支給した額に相当する額は、これを国庫に返還または帰属せしむるものとする。」との条件が付されており、わが方見舞金は米国からの補償金または見舞金の前貸金であるとの建前をとつていた。
2. 米国からの本件補償が具体化する見込みが濃厚となつた1963年(昭和38年)1月30日在京米大使館より外務省に対し口上書をもつて、米国における補償法案の成立を助けるため、日本政府が本件前貸金の取立てを行わない旨の意思表示をするよう要請があつた。

これに対し本省では、本件は閣議決定事項であるから、前貸金を取立てない旨の新規の

- 閣議決定により、さきの決定を覆せば足るとの見解であつたが、大蔵省は32年5月の閣議決定により、国の債権が成立した以上、この債権の放棄のためには財政法第8条により特別の立法措置を要するとの見解であつた。閣議決定により国の債権が成立したとの点については、本省条約局においても疑義を有する向きもあつたが、大蔵省と見解調整の上、米側に対してはわが方の解決案として、昭和38年5月次の3点からなる提案を行なつた。
- (1) 米政府から補償金が支払われたときは、日本政府の前貸金は受領者から一応取立てる。
 - (2) ただし、日本政府は取立金相当額(10億円)を琉球政府に対する援助金として供与する。
 - (3) 上記の援助金は通常の経済、技術援助額の上積みとする。

これに対し米側は、日本側解決案は実際的でない等として難色を示したが、日本側の困

難な事情を救済する措置はさらに考究してみたいとの態度であつた。

3. その後米側における本件検討の経緯は詳らかでないが、1964年(昭和39年)9月8日米上院に提出された補償法案は、

「この合同決議により支出される資金は、日本政府からの支払によりすでに満たされている請求またはその一部を満たすために支出してはならない。」

旨の規定を含んでおり、米側としては、米側が補償せんとするものは日本側がさきに支出した見舞金10億円により満足された分を除く残りの請求権のみに対するものであり、わが方が前貸金の回収としてとりうべきものは含まないとして、本件を解決する考え方に決まつたものごとくであつた。

前記決議法案は会期終了に伴い廃案となつたが、翌1965年(昭和40年)提出された法案は、同一の条項を含んでおり、これが同年10月27日採択されるに至つたことは

前述のとおりである。

4. 昭和42年1月12日在京米大使館ザヘーレン参事官は北米課長に対し、この問題について米側は個々の請求権者のクレームを審査するに当り、その請求権者がすでに日本政府の見舞金を受けている場合には、その分だけは支払の対象とならないということで処理されることとなつている旨申越した。

次いで在京米大使館は同年3月30日付トーキング・ペーパーを本省に送達越し、本件に関する米政府の立場を次のとおり説明している。

(1) 日本側見舞金相当分を、今回の米国法で認められた総額から天引きして、それを米国の国庫に帰属せしめるということではなく、個々のクレームについて日本側見舞金によつて一部満足せしめられたものか否かを審査し、請求権の性格から判断して一部満足せしめられていると認められる場合は、その分を差引いて支払いを行なう。

(2) ただし、わが方見舞金によつて満足せしめられた具体的金額は、記録散失のため明らかにしえないので、差引き額は一率に6%（日本政府に対する補償要求総額4000万ドル余に対し、実際の支払額10億円の占める比率）とすることとした。

5. 日本側としては、前記米側措置が特に不当であるとみることはできないと思われる点、またかかる取扱い方法については、住民側請求権者代表も参加している米琉合同委員会により合意されたとみられる点、さらにこの方法は、住民側の講和発効前補償期成会を代表して、ヘメンディングガー弁護士が提案したという経緯もあるやに伝えられていたことを考慮して、本件については、特に日本政府として了承するか否かの意思表示を行なうことなく、トーキング・ペーパーを受けとつたままとしておくこととした。

いずれにしても、沖縄の請求権者は、米側

の補償支払いによつて、わが方見舞金相当額を受取つたことにはならないので、昭和32年5月2日の閣議決定にも拘わらず、日本政府より請求権者に対し見舞金の返済を要求することはしていない。

参 考

小笠原旧住民に対する日本政府
の立替え見舞金について

1. 昭和36年6月8日付小笠原見舞金に関する
公文交換により、日本政府が米国政府より600
万ドル受領する以前において、日本側が小笠原
旧住民に対しとつた救済措置は次のとおりであ
つた。

(1) 見舞金

(イ) 旧住民の共同事業資金としての給付金

東京都	昭和29年	2000万円
	昭和30年	1,500万円
	小 計	3,500万円

(ロ) 旧住民の講和発効前の損害見舞金

日本政府	昭和29年	17,650,896円
------	-------	-------------

(イ) + (ロ) = 52,650,896円

(2) 講和発効後の旧住民の損害に対し米側より
補償金または見舞金が支払われた場合、返還
の条件の下で見舞金として政府が支出した立
替金(住民側も米側より支払のあつた場合の
返還を約したもの。)

昭和30年度 (7月8日閣議決定)	98,985,954円
----------------------	-------------

昭和31年度 (9月5日閣議決定)	39,999,667円
----------------------	-------------

計 138,985,621円

2. 前記1.(2)の立替金合計138,985千円につい
ては、昭和36年6月8日600万ドルの見舞
金を日本政府が米国政府から受領した後、同年
10月24日立替金の回収として国庫に返還の
措置をとっている。

3. その後昭和37年11月9日閣議決定をみた
小笠原諸島旧住民等に対する受領金600万ド
ルの配分要領を在京米大使館に通報したところ、
同大使館より米側としては、本件立替金回収の
措置につき納得し難い旨申越した。

本件措置に対する米側の不満は、本件補償金
についての対米折衝に当り、日本政府としては、
上記見舞金は前貸金であり、将来米側が補償金
ないし見舞金を支払つたときに、その相当額を
控除するとの条件が付されていたことにつき、
米側に通報し、その同意をうる必要はないもの

と考へて、米側に正式通報を行なつていないことに起因するものであつた。

4. さらに米側は、翌昭和38年1月30日付在京米大使館口上書(前述Ⅲ.2参照)をもつて、当時米国議会で行なわれていた沖縄住民に対する講和前損失補償問題の審議に好まじからざる影響を及ぼすおそれがあるとして、沖縄住民に対する10億円の前貸金について、日本政府が取立てを行なわない旨の意思表示をするよう要請越した際も、小笠原住民に対し支出した前貸見舞金138,986千円についても、同様その償還を求めない措置をとられたい旨併せ申述べている。

5. しかしながら、わが方としては、本件立替金については、すでに前述のとおり国庫に返還済みであり、この措置を今さら変更することはできないので、前記米側不満はあるも、現在に至るまでそのままとなつている。

1969年8月1日

補償算定基準

法務局土地課

(調査の対象となる期間)

調査は、1945年8月16日から1952年4月27日までの期間において発生した事件についてなすものとする。

(調査の範囲)

身体、生命についての被害は加害者がアメリカ合衆国軍隊又はその構成員であるものに限る。

補償請求項目とその算定基準

身体生命の被害

1. 遺族補償

死亡の場合は、遺族に対して別表第一に定める基準収入日額（死亡した者が有職者であった場合は扶養を受けている配偶者に対して27.3仙、18才未満及び不具廢疾の子、並びに扶養を受けている父母（註1）に対して各1人につきそれぞれ、14.6仙を基準収入日額に加算した額）の1,000日分に相当する額。

説明

(1) 遺族補償は、被害者が死亡した場合にその遺族その他被害者の収入に頼って生活している者又は被害者と生計を一にする遺族を救済するために支給するものである。

(2) 1958年9月現在の平均賃金を採用した理由

イ 請求日現在の額であること（請求日に一番近接して調査された統計によった。）

ロ 被害当時に賠償を受けておけば、現在迄に受けたであろう利息が考慮されたこと。

(3) 被害者が有職者の場合加算する理由

有職者を失った家族に対する経済的負担を軽減するために補充的に加算するものであり、その加算額は（扶養を受けている配偶者の場合）1958年9月現在の全産業別男女平均賃金日額の20%に相当する27.3仙とした。

その額は生活保護法による生活扶助基準額（1958年、2、1告示25号）の大人1人当りの生活費月額4,011仙及び住宅費4,171仙から日額を算出した。又18才未満の子、不具廢失者及び父母の場合も全産業別男女平均賃金の10%相当額であり前者と同様子供1人当り平均生活費月額4,141仙及び教育費月額2,411仙から日額を算出した。

2. 葬祭料

死亡の場合は遺族に対して別表第一に定める基準収入日額の60日分に相当する額。

3. 障害補償

負傷又は疾病にかかりなかつたときなお身体に障害がある場合は別表第一に定める基準収入日額（負傷又は疾病にかかった者が有職者であった場合は障害の程度により別表第二に定める額を基準収入日額に加算した額）に労働基準法施行規則（1953年11月23日規則第104号）

第38条に定める身体障害等級表、別表第三による等級日数を乗じた額。

説明

- (1) 負傷又は疾病がなおった後なお残る身体障害とは強度の視力障害、聴力及び言語機能の障害、肢切断又は肢体不自由、中枢神経機能障害等のため職業能力が損傷されている者で「別表第三」に示す障害をいう。
- (2) 有職者の場合基準収入日額に加算する理由
 - イ 無職者の場合と異り、有職者が障害を受けた場合は、その家族の生計に経済的に影響を及ぼすので、補充的に加算してその経済的負担を軽減させる。
 - ロ 障害の程度に応じて影響の程度も異ってくるので負担軽減のための加算額も障害の程度に応じて段階を設けた。

4. 休業補償

療養のため勤労による収入を得ることができない場合は療養の期間中（註2）別表第一に定める基準収入日額の100分の80に相当する額。

説明

- (1) 休業補償の支給額を基準収入日額の100分の80とした理由
休業補償は休業期間中の生活を保障するためのものであるが、休業期間中は実際に働いていないので、現実には働いて居る者と一緒に支給することは均衡を欠くことになるので80%支給した。

5. 療養補償

疾病がなおるまでに要した療養費で1948年3月31日までは無料診療期間であるので1948年3月31日までは第1期間、同年4月1日以降を第2期間とし、次の各号に定める額とする。

a 第1期間の場合

1. 治療費 無料
2. 入院、通院及び自宅において「療養のために要したその他の経費」は次のとおり
 - (1) 入院及び通院の場合は、日額28仙とした。
 - (2) 自宅治療の場合は、前項の日額の2分の1即ち14仙とした。

b 第2期間の場合

1. 入院料及び膳料については、病院、診療所、徴収規則（1952年10月20日規則第23号）に定めた額（1日に付75仙）とする。
2. 治療費については、入院の場合も通院治療による場合も同一に患者1人当たりの平均治療費日額を57仙と定め、被害者の入院又は通院日数に乗じて算定する。治療費の平均日額

の算定方法は、沖縄中央病院における1951年4月1日から1952年9月30日までの間の軍労務に従事中、傷害を受けた患者の料金取立台帳により、1人当たりの平均日額を算出した。

3. 入院及び通院の場合は「療養のために要したその他の経費」は第1期間の場合と同じ（第1期間の2(1)）
4. 自宅において「療養のために要したその他の経費」も第1期間の場合と同じ（第1期間の2(2)）

説明

「療養のために要したその他の経費」とは入院中の被害者と家族が連絡のため必要な交通、通信費又は通院中の被害者の交通等に要した費用、栄養補給（牛乳、卵、果実等）及び療養に附随して必要な物品（永枕、タオル、ナリ紙、上草履等）等の購入に要した費用である。

6. 傷害致死

傷害を受けて療養したが治癒せず死亡した場合は次のとおり算出した額。（療養補償額+休業補償額+遺族補償額+葬祭料）

7. 強姦

- (1) 精神的苦痛の場合
精神上の苦痛に対する賠償として被害時における平均賃金（別表第一）の500日分相当額

説明

- イ 貞操を侵害されることは東洋の慣習から生命の喪失と同様婦人にとっては非常に重大な打撃であり、そのため本人の一生に不幸が続くことになるので、生命喪失の場合の2分の1額を相当とした。
- ロ 又、日本の裁判所におけるこの種賠償請求事件を調べた処、最高20万円まで慰謝料が支払われた事例がある。（昭和30年、1950、司法統計年報3）それによると10万円以上20万円円の中間が15万円円となり、同じく、戦前における慰謝料支払命令の判決（総合判例研究叢書民法4）222頁）のあった1人平均は現在の貨幣価値に換算すれば17万円円（472ドル）余となるのでそれらも参考にして平均賃金日額の500日分相当の額とした。

(2) 強姦被害の場合

強姦された上、身体に傷害を受けた被害者に対しては、右の賠償金に傷害の場合の金額（療養補償+休業補償+障害補償）を加えた額

(3) 強姦致死の場合

強姦された直後に危害を加えられて死亡した被害者に対しては、遺族補償及び葬祭料と強姦の場合の賠償金を加えた額。

(4) 強姦により子供ができた場合

強姦の結果、被害者が加害者の子供を産み、その子供の養育を続けている場合は次のとおり算出した額

(強姦の賠償金+療養補償費+休業補償費+出産費+子供の養育費)

註 イ 休業補償の対象となる期間は労働基準法第66条に定められた5週間(35日)とする。

ロ 療養補償は、右の休業期間において医師又は、助産婦の診断、手当及び衛生材料の購入を必要とするので自宅療養として取扱った。

ハ 出産費は胎児の分娩及び出産に伴う処置に要する経費で医師又は助産婦に支払う費用である。

ニ 養育費については、生活保護法に基く生活扶助、住宅扶助及び教育扶助基準額により、義務教育の終了期間までを計算した。

説明

イ 満15才までの1人当り養育費は生活費795.70ドル、住宅費150ドル、教育費24ドル、計969.70ドルである。

ロ 出産費は普通行われている額(10ドル)とした。

(註1) 「扶養を受けている父母」とは、被害者と生計を一にしている被害発生の時60才以上であった者をいう。

但し、60才未満の者でも特別な事情で主として被害者の収入によるものはこの限りでない。

(註2) 休業補償の療養の期間中とは、入院及び通院又は自宅療養を要した日数とする。

別表第(一) 収入日額基準

区分	死亡した者	基準収入日額	備考
有職者	動労により給与所得を得ている者	平均賃金	平均賃金又は平均収入日額が0.98ドルに満たないときは、0.98ドルとし、3.80ドルを超えるときは3.80ドルとする。但し葬祭料については2.94ドルを超えるときは2.94ドルとする。
	自家営業等により所得を得ている者	平均収入日額	
無職者	幼児	0.82ドル	100分の70に相当する額が0.98ドルに満たない場合は0.98ドルとし、失職又は失業状態が一年以上に及んでいる場合はその他の無職者とみなす。
	就学児童及び生徒	0.98ドル	
	大学生	1.14ドル	
	妻	0.98ドル	
	一時的に失職又は失業状態にある者	前職による平均賃金又は平均収入日額の100分の70に相当する額。	
その他の無職者	0.98ドル		

説明

- 被害者の平均賃金(又は平均収入日額)算定にあたっては、民間雇用者の場合1958年9月における全産業別平均賃金(1959年2月発行の統計月報57号32頁)の男女別平均賃金 男月額45.72ドル(日額1.52ドル)、女月額26.71ドル(日額0.89ドル)を採用したが、女の場合は職業別平均賃金の最下月額29.38ドル(日額0.98ドル)より低いのでその額まで引上げて計算した。
- 備考欄0.98ドルは前項の統計月報57号33頁に掲げてあるサービス業従事者の平均賃金である。
- 軍雇用労務者の場合の平均賃金は1958年1月の平均賃金(民政府労働部発表)月額46.92ドルを日額におし、1.56ドルをもって計算した。
- 無職者の基準収入日額は最低の平均賃金(日額0.98ドル)を基礎に日本における調達率基準の率に準じて算出した。

別表第(一) 障害補償加算額

	障害等級	加算額
A	第1級から第3級まで	1日につき 0.59ドル
B	第4級から第7級まで	" 0.49 "
C	第8級	" 0.29 "
D	第9級	" 0.15 "

第10級から第14級まで 加算なし

説明

- Aは終身自由を足すことができない場合
- Bは終身労務に服することができない場合
- Cは従来の労務に服することができない場合
- Dは従来業務に服することができても、著しい障害を残す場合

別表第(二) a 身体障害等級表

等級	身体障害
第1級 1.340日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明したもの 2. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3. 精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 5. 半身不随となったもの 6. 両上肢を肘関節以上で失ったもの 7. 両上肢の用を全廃したもの 8. 両下肢を膝関節以上で失ったもの 9. 両下肢の用を全廃したもの
第2級 1.190日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し他眼の視力が0.02以下となったもの 2. 両眼の視力が0.02以下となったもの 3. 両上肢を肘関節以上で失ったもの 4. 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級 1.050日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し他眼の視力が0.06以下となったもの 2. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3. 精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの

第4級 920日	<ol style="list-style-type: none"> 5. 10指を失ったもの 1. 両眼の視力が0.06以下になったもの 2. 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 鼓膜の全部の欠損その他に因り両耳を全く聾したもの 4. 1上肢を肘関節以上失ったもの 5. 1下肢を膝関節以上失ったもの 6. 10指の用を廃したもの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級 790日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し他眼の視力が0.1以下になったもの 2. 1上肢を腕関節以上で失ったもの 3. 1下肢を足関節以上で失ったもの 4. 1上肢の用を全廃したもの 5. 1下肢の用を全廃したもの 6. 10趾を失ったもの
第6級 670日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 鼓膜の大部分の欠損その他に因り両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの 4. 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 5. 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6. 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7. 1手の5指又は拇指及び示指を併せ4指を失ったもの
第7級 560日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 鼓膜の中等度の欠損その他に因り両耳の聴力が40センチメートル以上では尋常の話し声を解することができないもの 3. 精神に障害を残し、軽易な労務の外服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務の外服することができないもの 5. 1手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を併せ3指以上失ったもの 6. 1手の5指又は拇指及び示指を併せ4指の用を廃したもの 7. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 8. 10趾の用を廃したもの 9. 女子の外貌に著しい醜状を残すもの 10. 両側の睪丸を失ったもの
第8級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの

450日	<ul style="list-style-type: none"> 2. 脊柱に運動障害を残すもの 3. 神経系統の機能に著しい障害を残し軽易な労務の外服することができないもの 4. 1手の拇指を併せ2指を失ったもの 5. 1手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を併せ3指以上の用を廃したものの 6. 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 7. 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 8. 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 9. 1上肢に仮関節を残すもの 10. 1下肢に仮関節を残すもの 11. 1足の5趾を失ったもの 12. 脾臓又は1側の腎臓を失ったもの
第9級 350日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼の視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症視野狭窄又は視野変状を残すもの 4. 両眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 6. 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 7. 鼓膜の全部の欠損その他に因り1耳を全く聾したもの 8. 1手の拇指を失ったもの 示指を併せ2指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3指を失ったもの 9. 1手の拇指を併せ2指の用を廃したものの 10. 1足の第1趾を併せ2趾以上を失ったもの 11. 1足の5趾の用を廃したものの 12. 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級 270日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1眼の視力が0.1以下になったもの 2. 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 3. 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4. 鼓膜の大部分の欠損その他に因り1耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの 5. 1手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の2指を失ったもの 6. 1手の拇指の用を廃したもの 示指を併せ2指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の3指の用を廃したものの 7. 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8. 1足の第1趾又は他の4趾を失ったもの

第11級 200日	<ul style="list-style-type: none"> 9. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10. 1下肢の3大関節中の機能に著しい障害を残すもの 1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 両眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの 3. 1眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの 4. 鼓膜の中等度の欠損その他に因り1耳の聴力が40センチメートル以上では尋常の話し声を解することができないもの 5. 脊柱に奇形を残すもの 6. 1手中指又は環指を失ったもの 7. 1手の示指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の2指の用を廃したものの 8. 1足の第1趾を併せ2趾以上の用を廃したものの 9. 胸腹部臓器に障害を残すもの
第12級 140日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 1眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの 3. 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4. 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5. 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8. 長管骨に奇形を残すもの 9. 1手中指又は環指の用を廃したものの 10. 1足の第2趾を失ったもの、第2趾を併せ2趾を失ったもの又は第3趾以下の3趾を失ったもの 11. 1足の第1趾又は他の4趾の用を廃したものの 12. 局部に頑固な神経症を残すもの 13. 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 14. 女子の外貌に醜状を残すもの
第13級 90日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 3. 両眼の眼瞼の1部に欠損を残し、又は睫毛禿を残すもの 4. 1手小指を失ったもの 5. 1手の拇指の指骨の1部を失ったもの 6. 1手の示指の指骨の1部を失ったもの 7. 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの 8. 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9. 1足の第3趾以下の1趾又は2趾を失ったもの

第 1 4 級 5 0 日	10. 1 足の第 2 趾の用を廃したも、第 2 趾を併せ 2 趾の用を廃したも又は第 3 趾以下の 3 趾の用を廃したも
	1. 1 眼の眼輪の 1 部に欠損を残し又は睫毛禿を残すもの 2. 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3. 上肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの 4. 下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの 5. 1 手の小指の用を廃したも 6. 1 手の拇指及び示指以外の指骨の 1 部を失ったもの 7. 1 手の拇指及び示指以外の指の末関節を屈伸することができなくなったもの 8. 1 足の第 3 趾以下の 1 趾又は 2 趾の用を廃したも 9. 局部に神経症状を残すもの 10. 男子の外貌に醜状を残すもの
備 考	1. 指を失ったものとは拇指は指関節その他の指は第 1 指関節以上を失ったものをいう。 2. 指の用を廃したもとは、指の末関節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第 1 関節（拇指にあっては指関節）に著しい運動障害を残すもの 3. 趾を失ったもとは、その全部を失ったもの 4. 趾の用を廃したもとは、第 1 趾は末関節の半分以上その他の趾は末関節以上を失ったも又は趾関節若しくは第 1 趾関節（第 1 趾にあっては趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

償の金額を差引いた金額の障害補償を行わなければならない。

別表第(三) b 労働基準法施行規則（1953年11月23日規則第104号）

第38条 障害補償を行うべき身体障害の等級は別表第(三)aによる

- (2) 別表第(三)aに掲げる身体障害が2以上ある場合には、重い身体障害の該当する等級による。
- (3) 次に掲げる場合には、前2項の規定による等級を次のとおり繰上げる。但し、その障害補償の金額は各々の身体障害の該当する等級による障害補償の金額を合算した額を超えてはならない。
- | | |
|----------------------------|----|
| 1. 第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合 | 1級 |
| 2. 第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合 | 2級 |
| 3. 第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合 | 3級 |
- (4) 別表第(三)aに掲げるもの以外の身体障害がある者についてはその障害程度に応じ別表第(三)aに掲げる身体障害に準じて障害補償を行わなければならない。
- (5) 既に身体障害がある者が負傷又は疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の該当する障害補償の金額より、既にあった障害の該当する障害補